



## 憲 法

財政事情の悪化などを背景として、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の福祉部会内に置かれた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」は、被保護世帯の自立支援などを理由に、長年にわたり実施されてきた生活保護制度における母子加算\*の見直しを提言した。この提言に基づき、厚生労働大臣は、厚生労働省告示により保護基準を変更し、母子加算を3年間かけて段階的に廃止した。

母子加算を含む生活保護を受けていたXは、母子加算の廃止は、母子加算を含む生活保護により最低限度の生活が維持されている母子世帯の実情を踏まえていないとして、訴訟を提起しようと考えている。

### 小問1

生存権の法的性質についてどのような考え方があるか、基本的な学説を複数挙げて説明しなさい。(配点：15点)

### 小問2

母子加算の廃止は合憲か。小問1で解答したそれぞれの学説に対応させて合憲・違憲を論じなさい。(配点：25点)

### \* 母子加算

母子加算は、母子については、配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対応して、社会的参加に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要になるなどとして、生活保護費の本体をなす「基準生活費」において配慮されていない個別的な特別需要を補てんするものとして設けられた。父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態であるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならない場合に、その養育する者の最低生活費(生活扶助費)の算定に当たり計上されるものであり、養育する人数によって額が異なる。



民法

次の【事案】を読んで、後記の小問1から小問4までに答えなさい。

【事案】

Aは、その所有する甲土地について、Bとの間で次のような対話をした。

A「1000万円の支払と引換えに、甲土地をお譲りします。」

B「はい。甲土地と引換えに、1000万円を支払います。」

数週間経過しても、AはBに対して、甲土地の登記移転も引渡しもせず、BもAに対して、1000万円を支払っていない。Bに対して日頃から害意を抱いていたCは、これを知るに至り、これを悪用して、甲土地を後からBに高く売りつけようと考えた。Cは、Aに対して、自らの計画を打ち明け、甲土地の二重売買を唆した。金に目が眩んだAは、Cとの間でも、代金1200万円で甲土地を売却する契約を締結した。そして、AはCに対して、甲土地の登記移転と引渡しを済ませ、CもAに対して、1200万円を支払った。

小問1

において、Aは、Bに対して、甲土地と引換えに、1000万円の支払を求めたい。できるだろうか。(配点：10点)

小問2

において、その対話は、実は、Aの財産を隠すために、ABで通謀した仮装譲渡であった、と仮定しよう。Bが、甲土地の登記移転と引渡しを求めるのに対し、Aは、どのように反論すればよいだろうか。(配点：10点)

小問3

の後、Aは、「1000万円の支払と引換えに、甲土地を引き渡すが、登記移転は後日にしてほしい」と言い出した、と仮定しよう。Bは、登記移転と引渡しの両方と引換えでなければ代金を支払わない、とAの主張を拒みたい。判例に照らして、Bは、どのように主張すればよいだろうか。(配点：10点)

小問4

において、Bは、Cに対して、所有権を対抗することができるだろうか。判例に照らして、「背信的悪意者」の語意を説明しつつ、述べなさい。(配点：10点)



## 刑 法

次の記述中，11月15日にAデパート階段付近で起きた事実に関する甲及び乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。その際，どの行為がなぜ可罰又は不可罰であるのかを，具体的に根拠を示して述べなさい。（配点：40点）

ある地方都市に所在する小規模百貨店Aデパートでは，最近，店舗内の壁面をほとんど鏡張りにする改修を行った。ワンマン社長甲が，「店内が広く見える，明るく見えるから照明を節約できる，客が賑わっているように見える，の三拍子揃った名案」として発案し，断行したものである。11月1日の新装開店から1週間間に，4歳から7歳までの子供4人が通路と間違えて鏡に衝突する事故と，階段を下りる際に鏡に写った自分の姿に気を取られた28歳の女性客が段を踏み外し，足首を捻挫する事故が起きているが，甲は「最近の若い者には，うっかり者が多過ぎる」と言うばかりで，鏡を取り外す再改修の意思はない。

その年の11月15日，久し振りにAデパートで買物をした主婦B（35歳）は，階段を下りる自分の姿が鏡に写るのを見て，予想以上にエレガントであると感じ，思わず見とれてしまった。一方，女性客からハンドバッグを取ろうと思ってデパートに来た乙は，Aデパートが鏡張りに改装されたことを知り，あきらめて帰ろうと思っていたところ，たまたま鏡に見とれながら左手にハンドバッグを持って階段を下りているBを発見した。そして，Bからならばハンドバッグを持ち去ることができると考え，Bに気づかれることなく近づき，ハンドバッグに手を掛けて引っ張った。ハッと我に返ったBが，思わずハンドバッグを握り締めたところ，乙は，更にハンドバッグを強く引き，これを奪い取った。Bは，急なことで気が動転したところに，ハンドバッグを強く引っ張られたことから，階段から足を踏み外して下の階まで転落し，階段下にいたC（74歳の女性）に衝突した。Cは，高齢で骨が弱くなっていたため全身に多数の骨折を負い，間もなくこれに起因する出血性ショックにより死亡した。他方，Bは，Cがいればクッションの役割をしてくれたおかげで，特にケガを負うことがなかった。